

# 議会運営委員会 協議事項〔令和7.8.29(金)午前10時〕

## 1 第3回市議会定例会の運営について

### (1) 諸般の報告事項

監報第10・11号 … 2件	随時監査等、例月出納検査結果報告
報第15号 …	専決処分の報告(法第180条関係)
自報第16号	6件 { (一財) 清掃公社、(公財) 花みどり振興財団、 (公財) 医療公社、(公財) 文化振興財団、 (株) なゆた浜北、(公財) 浜松地域イノベーション 推進機構の令和6年度決算
至報第21号	

### (2) 議決事件等について

#### ア 市長提出事件

自第102号議案	30件 {	予算	6件
至第131号議案		条例	10件
		その他	14件

自認第1号	3件…病院、水道及び下水道の各企業会計の令和6年度決算
至認第3号	

### (3) 討論について

通告書の提出期限 …… 9月9日(火)正午

### (4) 市政に対する質問について(6月16日の議運で内定)

#### ア 質問者の数

	代表質問	一般質問
自由民主党浜松	1人	2人
市民クラブ	—	1人
公明党	1人	—
創造浜松・国民民主党浜松	1人	—
日本共産党浜松市議団	—	1人
	3人	4人

#### イ 質問日別の人数

	代表質問	一般質問
9月24日(水)	3人	—
9月25日(木)	—	4人
	3人	4人

ウ 質問通告期限 …… 9月16日(火)正午

## エ 質問順序

	代表質問	一般質問
1 日 目	1 自由民主党浜松	
	2 公明党	
	3 創造浜松・国民民主党浜松	
<hr/>		
2 日 目		1 市民クラブ
		2 日本共産党浜松市議団
		3 自由民主党浜松
		4 自由民主党浜松

(5) 会期中の日程表・議事日程・議事の順序及び議案付託件目表について（別紙）

## 2 追加予定議案について

### 3 請願・陳情・意見書の提出について

#### (1) 水道料金の値上げ条例撤回を求める請願

(浜松市水道料金値上げを許さない市民の会 代表 利波 和幸さんほか提出)

#### (2) 「消費税減税を求める意見書」の国への送付を求める陳情

(浜松民主商工会 代表 疋田 朋広さん 提出)

#### (3) インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国に送付を求める陳情

(浜松民主商工会 代表 疋田 朋広さん 提出)

#### (4) 訪問介護報酬引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見書採択に関する陳情

(介護・医療と社会保障を考える市民の会 代表 水谷 民奈さん 提出)

#### (5) ニホンカモシカの適切な保護管理の推進に関する意見書

(自由民主党浜松提出)

#### (6) 水道管路緊急改善事業の補助要件撤廃と地方公営企業繰出金における水道管路耐震化事業の事業費拡充を求める意見書

(自由民主党浜松提出)

- (7) 学習指導要領にこどもの最善の利益が考慮されることを求める意見書  
(市民クラブ提出)
- (8) 地方創生の観点に立った自動車税制の抜本見直しを求める意見書  
(市民クラブ提出)
- (9) 地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書  
(公明党提出)
- (10) 給付金事業等の効率的運用を求める意見書  
(公明党提出)
- (11) 下水道管の老朽化に対するさらなる財政支援等を求める意見書  
(創造浜松・国民民主党浜松提出)
- (12) 専門学科を持つ高等学校への支援の強化による地方人材育成の推進に関する意見書  
(創造浜松・国民民主党浜松提出)
- (13) スパイ防止法の制定に反対する意見書  
(日本共産党浜松市議団提出)

#### 4 議会改革検討会議の協議結果について

#### 5 決算審査に関する申合せ事項(案)について

#### 6 令和7年10月の組織改正について(全協で説明)

#### 7 11月定例会の質問等について(議運のみ)

## 日 程 表 ( 内 定 ・ 追 加 )

( 会 期 自 9 月 5 日 ( 金 ) の 4 8 日 間  
至 1 0 月 2 2 日 ( 水 ) )

令和 7 年 9 月 定 例 会

月 日	曜 日	会 議 名	開 議 時 刻	会 議 場 所	会 議 の 内 容	備 考
8月29日	金	議 会 運 営 委 員 会	午 前 10 時	第 1 委 員 会 室	1 第 3 回 定 例 会 の 運 営 に つ い て 2 その他	○ 招 集 告 示 ○ 議 案 配 付 ( 一 般 ・ 特 別 会 計 決 算 以 外 )
		全 員 協 議 会	午 後 1 時 30 分	全 員 協 議 会 室	1 議 会 運 営 委 員 会 の 協 議 結 果 に つ い て 2 その他	
30日	( 土 )					
31日	( 日 )					
9月1日	月	地 方 創 生 特 別 委 員 会	午 前 10 時	第 1 委 員 会 室	各 種 報 告 事 項 等	
2日	火					
3日	水					
4日	木					
5日	金	本 会 議	午 前 10 時	議 場	1 諸 般 の 報 告 2 議 案 及 び 企 業 会 計 決 算 上 程 、 説 明 、 休 憩 ( 議 案 ・ 企 業 会 計 決 算 説 明 会 ) 、 企 業 会 計 決 算 意 見 の 発 表 、 質 疑 、 委 員 会 付 託 3 その他	
6日	( 土 )					
7日	( 日 )					
8日	月	総 務 委 員 会 会 厚 生 保 健 委 員 会 会 環 境 経 済 委 員 会 会 建 設 消 防 委 員 会 会 市 民 文 教 委 員 会 会	午 前 9 時 30 分	第 1 委 員 会 室 第 2 委 員 会 室 第 3 委 員 会 室 第 4 委 員 会 室 第 5 委 員 会 室	付 託 議 案 審 査 ( 一 般 ・ 特 別 会 計 決 算 以 外 )	
9日	火					※ 討 論 通 告 期 限 ( 一 般 ・ 特 別 会 計 決 算 以 外 ) … 正 午
10日	水					
11日	木	議 会 運 営 委 員 会	午 前 10 時	第 1 委 員 会 室	1 本 会 議 2 日 目 の 運 営 に つ い て 2 その他	○ 議 案 配 付 ( 一 般 ・ 特 別 会 計 決 算 )
12日	金	全 員 協 議 会	午 前 9 時 30 分	全 員 協 議 会 室	1 議 会 運 営 委 員 会 の 協 議 結 果 に つ い て 2 その他	
		本 会 議	午 前 10 時	議 場	1 委 員 長 報 告 、 質 疑 、 ( 討 論 ) 、 採 決 2 一 般 ・ 特 別 会 計 決 算 上 程 、 説 明 、 質 疑 3 決 算 審 査 特 別 委 員 会 の 設 置 に つ い て 4 決 算 審 査 特 別 委 員 会 委 員 ・ 正 副 委 員 長 選 任 5 委 員 会 付 託 6 その他	
		決 算 審 査 特 別 委 員 会 ( 全 体 会 )	午 後 1 時 30 分	全 員 協 議 会 室	1 健 全 化 判 断 比 率 及 び 資 金 不 足 比 率 並 び に 内 部 統 制 評 価 報 告 書 の 報 告 、 一 般 ・ 特 別 会 計 決 算 の 説 明 、 監 査 意 見 発 表 2 分 科 会 の 設 置 及 び 運 営 に つ い て 3 その他	
13日	( 土 )					
14日	( 日 )					
15日	( 月 )					[ 敬 老 の 日 ]
16日	火					※ 質 問 通 告 期 限 … 正 午
17日	水					
18日	木					
19日	金					
20日	( 土 )					
21日	( 日 )					
22日	月	議 会 運 営 委 員 会	午 前 10 時	第 1 委 員 会 室	1 本 会 議 3 日 目 及 び 4 日 目 の 運 営 に つ い て 2 意 見 書 等 の 調 整 に つ い て 3 その他	
23日	( 火 )					[ 秋 分 の 日 ]
24日	水	全 員 協 議 会	午 前 9 時 30 分	全 員 協 議 会 室	1 議 会 運 営 委 員 会 の 協 議 結 果 に つ い て 2 その他	
		本 会 議	午 前 10 時	議 場	代 表 質 問	
25日	木	本 会 議	午 前 10 時	議 場	一 般 質 問	
26日	金					

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	会議場所	会 議 の 内 容	備 考
27日	(土)					
28日	(日)					
29日	月	決 算 第 2 分 科 会	午前9時30分	全 員 協 議 会 室	一般・特別会計決算審査	
30日	火	決 算 第 1 分 科 会	午前9時30分	全 員 協 議 会 室	一般・特別会計決算審査	
10月1日	水	決 算 第 2 分 科 会	午前9時30分	全 員 協 議 会 室	一般・特別会計決算審査	
2日	木	決 算 第 1 分 科 会	午前9時30分	全 員 協 議 会 室	一般・特別会計決算審査	
3日	金	決 算 第 2 分 科 会	午前9時30分	全 員 協 議 会 室	一般・特別会計決算審査	
		決 算 第 1 分 科 会	午後1時30分	全 員 協 議 会 室	一般・特別会計決算審査	
4日	(土)					
5日	(日)					
6日	月					
7日	火					※第2分科会指摘事項等 提出期限…午後3時
8日	水	決 算 審 査 特 別 委 員 会 (第2分科会指摘 事項等検討会議)	午 前 10 時	第 1 委 員 会 室	指摘事項等の調整	[非公開] (当局出席不要) ※第1分科会指摘事項等 提出期限…午後3時
9日	木	決 算 審 査 特 別 委 員 会 (第1分科会指摘 事項等検討会議)	午 前 10 時	第 1 委 員 会 室	指摘事項等の調整	[非公開] (当局出席不要)
10日	金	決 算 審 査 特 別 委 員 会 (指摘事項等決定会議)	午 前 10 時	第 1 委 員 会 室	指摘事項等の調整	[非公開] (当局出席不要) ※締めくり質疑 通告期限…午後3時
11日	(土)					
12日	(日)					
13日	(月)					[スポーツの日]
14日	火					
15日	水					
16日	木					
17日	金	決 算 審 査 特 別 委 員 会 (全 体 会 会)	午前9時30分	全 員 協 議 会 室	1 分科会報告、締めくり質疑、意見表明、採決 2 指摘事項・附帯意見の調整(当局出席不要) 3 その他	
18日	(土)					
19日	(日)					
20日	月					※討論通告期限…正午
21日	火	議 会 運 営 委 員 会	午 前 10 時	第 1 委 員 会 室	1 定例会最終日の運営について 2 その他	
22日	水	全 員 協 議 会	午前9時30分	全 員 協 議 会 室	1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他	
		本 会 議	午 前 10 時	議 場	1 決算審査特別委員長報告、質疑、(討論)、採決 2 その他	

## 議 事 日 程 (第 1 2 号)

令和 7 年 9 月 5 日 (金) 午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 第 102 号議案 令和 7 年度浜松市一般会計補正予算 (第 3 号)
- 第 4 第 103 号議案 令和 7 年度浜松市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 5 第 104 号議案 令和 7 年度浜松市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 6 第 105 号議案 令和 7 年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 7 第 106 号議案 令和 7 年度浜松市小型自動車競走事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 8 第 107 号議案 令和 7 年度浜松市駐車場事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 9 第 108 号議案 浜松市社会福祉審議会条例の一部改正について
- 第 1 0 第 109 号議案 浜松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について
- 第 1 1 第 110 号議案 浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び浜松市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 1 2 第 111 号議案 浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 1 3 第 112 号議案 浜松市手数料条例の一部改正について
- 第 1 4 第 113 号議案 浜松市民生委員の定数を定める条例の一部改正について
- 第 1 5 第 114 号議案 浜松市発達医療総合福祉センター条例の一部改正について
- 第 1 6 第 115 号議案 浜松市都市公園条例の一部改正について
- 第 1 7 第 116 号議案 浜松市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 第 1 8 第 117 号議案 浜松市立幼稚園条例の一部改正について
- 第 1 9 第 118 号議案 浜名学園組合規約の変更について
- 第 2 0 第 119 号議案 あらたに生じた土地の確認について
- 第 2 1 第 120 号議案 字の区域の変更について
- 第 2 2 第 121 号議案 工事請負契約締結について (令和 7 年度 (債務) 河川改良単独事業 (準) 東芳川流域貯留施設築造工事)
- 第 2 3 第 122 号議案 物品購入契約締結について (プライベートテント)
- 第 2 4 第 123 号議案 物品購入契約締結について (災害用簡易ベッド)
- 第 2 5 第 124 号議案 物品購入契約締結について (非常用保存食 (アルファ化米))
- 第 2 6 第 125 号議案 物品購入契約締結について (可搬式動力消防ポンプ)

- |     |         |                                 |
|-----|---------|---------------------------------|
| 第27 | 第126号議案 | 物品購入契約締結について（消防ポンプ自動車（CD-I型）2台） |
| 第28 | 第127号議案 | 物品購入契約締結について（高規格救急自動車2台）        |
| 第29 | 第128号議案 | 市道路線認定について                      |
| 第30 | 第129号議案 | 市道路線変更について                      |
| 第31 | 第130号議案 | 令和6年度浜松市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について  |
| 第32 | 第131号議案 | 物品購入契約締結について（スポットクーラー用ポータブル発電機） |
| 第33 | 認 第 1 号 | 令和6年度浜松市病院事業会計決算                |
| 第34 | 認 第 2 号 | 令和6年度浜松市水道事業会計決算                |
| 第35 | 認 第 3 号 | 令和6年度浜松市下水道事業会計決算               |

# 議 事 の 順 序 (第 1 日)

令和 7 年 9 月 5 日 (金) 午前 1 0 時開会

1 開 会 の 宣 告

2 開 議 の 宣 告

3 諸 般 の 報 告……

自 報第 16 号	}	監報第 10・11 号 随時監査等、例月出納検査結果報告
		報第 15 号 専決処分の報告 (法第 180 条関係)
		(一財) 清掃公社、(公財) 花みどり振興財団、
		(公財) 医療公社、(公財) 文化振興財団、
至 報第 21 号	}	(株) なゆた浜北、(公財) 浜松地域イノベーション 推進機構の令和 6 年度決算

4 会議録署名議員指名

5 会 期 の 決 定

6 議案及び企業会計決算上程……

自 日程第 3 第 102 号議案	}	33 件

(1) 説 明

(休 憩) 議案及び企業会計決算説明会開催

(2) 監査意見の発表

(3) 質 疑

(4) 委員会付託

7 休 会 の 決 定

8 散 会 の 宣 告

# 令和7年第3回浜松市議会定例会議案付託件目表

## 総務委員会

- 第 102 号議案 令和7年度浜松市一般会計補正予算（第3号）  
第1条（歳入歳出予算の補正）中  
第1項  
第2項中  
歳入予算中  
第13款 地方特例交付金  
第14款 地方交付税  
第19款 県支出金中  
第3項 委託金  
第22款 繰入金  
第23款 繰越金  
歳出予算中  
第2款 総務費中  
第1項 総務管理費  
第11項 統計調査費  
第4款 衛生費中  
第7項 公営企業会計支出金  
第4条（地方債の補正）
- 第 109 号議案 浜松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について
- 第 110 号議案 浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び浜松市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 111 号議案 浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 119 号議案 あらたに生じた土地の確認について
- 第 120 号議案 字の区域の変更について
- 第 122 号議案 物品購入契約締結について（プライベートテント）
- 第 123 号議案 物品購入契約締結について（災害用簡易ベッド）
- 第 124 号議案 物品購入契約締結について（非常用保存食（アルファ化米））
- 第 125 号議案 物品購入契約締結について（可搬式動力消防ポンプ）
- 第 131 号議案 物品購入契約締結について（スポットクーラー用ポータブル発電機）

## 厚生保健委員会

第 102 号議案 令和 7 年度浜松市一般会計補正予算（第 3 号）

第 1 条（歳入歳出予算の補正）中

第 2 項中

歳入予算中

第 18 款 国庫支出金中

第 1 項 国庫負担金

第 2 項 国庫補助金中

第 2 目 民生費国庫補助金

第 3 目 衛生費国庫補助金

第 3 項 委託金中

第 2 目 民生費委託金

第 6 目 教育費委託金

第 19 款 県支出金中

第 1 項 県負担金

第 24 款 諸収入中

第 6 項 雑入中

第 5 目 民生費雑入

第 25 款 市債中

第 1 項 市債中

第 2 目 民生債

歳出予算中

第 3 款 民生費

第 4 款 衛生費中

第 1 項 保健衛生費中

第 1 目 健康医療総務費

第 6 目 保健衛生検査費

第 8 目 母子保健費

第 9 目 成人保健費

第 2 項 保健所費

第 10 款 教育費中

第 5 項 幼稚園費

第 103 号議案 令和 7 年度浜松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 104 号議案 令和 7 年度浜松市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 105 号議案 令和 7 年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 108 号議案 浜松市社会福祉審議会条例の一部改正について

第 113 号議案 浜松市民生委員の定数を定める条例の一部改正について

第 114 号議案 浜松市発達医療総合福祉センター条例の一部改正について

第 117 号議案 浜松市立幼稚園条例の一部改正について

第 118 号議案 浜名学園組合規約の変更について

認 第 1 号 令和6年度浜松市病院事業会計決算

## 環境経済委員会

第 102 号議案 令和7年度浜松市一般会計補正予算（第3号）

第1条（歳入歳出予算の補正）中

第2項中

歳入予算中

第24款 諸収入中

第4項 受託事業収入

第6項 雑入中

第8目 農林水産業費雑入

歳出予算中

第6款 農林水産業費

第7款 商工費

第2条（繰越明許費）中

第7款 商工費

第3条（債務負担行為の補正）中

第1項中

インターナショナルスクール整備事業費（旧西図書館）

連絡ごみ処理手数料徴収業務委託費

浜松まつり会館指定管理運営費

第 106 号議案 令和7年度浜松市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号）

## 建設消防委員会

- 第 102 号議案 令和 7 年度浜松市一般会計補正予算（第 3 号）  
第 1 条（歳入歳出予算の補正）中  
第 2 項中  
歳出予算中  
第 8 款 土木費  
第 2 条（繰越明許費）中  
第 8 款 土木費  
第 9 款 消防費  
第 3 条（債務負担行為の補正）中  
第 1 項中  
横断歩道橋定期点検業務委託費  
門型標識等定期点検業務委託費  
国道 152 号（池島・大原区間）環境影響調査業務委託費  
橋りょう定期点検業務委託費  
トンネル定期点検業務委託費  
県道細江舞阪線馬郡跨線橋橋りょう修繕事業費  
舘山寺総合公園指定管理運営費  
旧大河ドラマ館等改修工事費  
第 2 項
- 第 107 号議案 令和 7 年度浜松市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 112 号議案 浜松市手数料条例の一部改正について
- 第 115 号議案 浜松市都市公園条例の一部改正について
- 第 116 号議案 浜松市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 第 121 号議案 工事請負契約締結について（令和 7 年度（債務）河川改良単独事業（準）東芳川  
流域貯留施設築造工事）
- 第 126 号議案 物品購入契約締結について（消防ポンプ自動車（CD-I 型）2 台）
- 第 127 号議案 物品購入契約締結について（高規格救急自動車 2 台）
- 第 128 号議案 市道路線認定について
- 第 129 号議案 市道路線変更について
- 第 130 号議案 令和 6 年度浜松市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 認 第 2 号 令和 6 年度浜松市水道事業会計決算
- 認 第 3 号 令和 6 年度浜松市下水道事業会計決算

## 市民文教委員会

第 102 号議案 令和 7 年度浜松市一般会計補正予算（第 3 号）

第 1 条（歳入歳出予算の補正）中

第 2 項中

歳入予算中

第 18 款 国庫支出金中

第 2 項 国庫補助金中

第 1 目 総務費国庫補助金

第 3 項 委託金中

第 1 目 総務費委託金

第 25 款 市債中

第 1 項 市債中

第 3 目 衛生債

第 9 目 教育債

歳出予算中

第 2 款 総務費中

第 4 項 天竜区役所費

第 6 項 スポーツ振興費

第 9 項 戸籍住民基本台帳費

第 4 款 衛生費中

第 1 項 保健衛生費中

第 4 目 斎場費

第 10 款 教育費中

第 2 項 小学校費

第 3 項 中学校費

第 2 条（繰越明許費）中

第 2 款 総務費

第 10 款 教育費

第 3 条（債務負担行為の補正）中

第 1 項中

県立浜松湖北高等学校佐久間分校下宿家具及び家電リース料

県立浜松湖北高等学校佐久間分校通学タクシー運行業務委託費

浜松・雄踏斎場再整備業務委託費（物価変動条項改定分）

浜松・雄踏斎場再整備業務委託費（令和 7 年度追加工事分）

通園・通学バス車両リース料（令和 7 年度設定分）

小中学校空調設備維持管理業務委託費（令和 7 年度物価変動改定分）

給食調理等業務委託費（令和 7 年度設定分）

令和7年 8月25日

浜松市議会議員 高林 修 様



請願代表者

住所 浜松市中央区飯田町

氏名 浜松市水道料金の値上げを許さない市民の会

代表者 利波 和幸

ほか <sup>2001</sup>~~2007~~ 筆

### 水道料金の値上げ条例撤回を求める請願

紹介議員

北島 定

小黑 啓子

酒井 豊実

#### 【請願趣旨】

水道局のみな様をはじめ市政のたゆまぬ努力で自然の恵みを守り活かし安くて美味しい飲料水に私たち住民は恵まれ、市民としてうれしく思います。しかし、今年2月定例会で浜松市議会は、水道料金値上げ条例を賛成多数で決定し、さらに数年後には再度値上げの検討もされると報道されています。

私たちは水道事業の更新費用は道路や橋のように本来税金で賄うべきと考えます。それは人間の体の6割が水と言われ、水分が20%以上失われると命を落とすといわれますように「水は命」であり「命を支える水」であり人権そのものだからです。「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与すること」を目的とした水道事業法が、「生存権・国の生存権保障義務」を謳う憲法25条から生まれたのも「水は命」からではないでしょうか。

広報はままつ 2025年8月号「特集 安全・安心な水を、これからも」で記載されていますように水道管等の更新・耐震化は全国的な緊急の課題です。

水道事業はすべて独立採算性でなく、今こそ、憲法25条と水道法に基づいて国に対して水道事業へ財政支援の拡充を市として強く働きかけて下さい。市としては一般会計からの繰り入れと共に太田川からの受水を見直しして下さい。

物価高騰の中で困窮する市民の暮らしを守る、安全・安心・安く・美味しい水を守る浜松市へさらに発展することを願ひ以下の請願を致します。

#### 【請願項目】

- 1 水道料金値上げ条例を撤回してください。
- 2 水道事業への市の公費負担を増やし、国へ財政支援拡充を働きかけてください。

2025年8月19日

浜松市議会議長 高林 修 殿



「消費税減税を求める意見書」の国への送付を求める陳情

団体名 浜松民主商工会

陳情者 住 所 浜松市中央区

氏 名 疋田朋広



【陳情趣旨】

国民は長引く物価高に苦しみ続けています。日銀「生活意識アンケート」(2025年6月)では生活に「ゆとりがない」と感じる人が60%超にのぼりました。帝国データバンク「倒産集計2025年上半期」によれば、12年ぶりに5000件を超えた倒産企業の大半が中小企業です。2025年7月の参議院選挙では物価高対策をめぐり、給付金と消費税減税が一大争点となり、消費税減税を掲げた政党が大きく躍進しました。

事業者は赤字でも消費税の納税を迫られています。人件費など付加価値に課税される消費税率が引き下げられれば、事業者の負担が軽減され、賃金引き上げにもつながります。

税の専門家は、大企業や富裕層を優遇する不公平な税制を正せば消費税を廃止できる財源が生まれると試算しています。

私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税を引き下げを強く求めます。

以上の趣旨から下記事項について陳情します。

【陳情事項】

一、消費税減税を求める意見書を国に送付していただくこと。

## 「消費税減税を求める意見書」(案)

国民は長引く物価高に苦しみ続けています。日銀「生活意識アンケート」(2025年6月)では生活に「ゆとりがない」と感じる人が60%超にのぼりました。帝国データバンク「倒産集計2025年上半期」によれば、12年ぶりに5000件を超えた倒産企業の大半が中小企業です。2025年7月の参議院選挙では物価高対策をめぐり、給付金と消費税減税が一大争点となり、消費税減税を掲げた政党が大きく躍進しました。

事業者は赤字でも消費税の納税を迫られています。人件費など付加価値に課税される消費税率が引き下げられれば、事業者の負担が軽減され、賃金引き上げにもつながります。

税の専門家は、大企業や富裕層を優遇する不公平な税制を正せば消費税を廃止できる財源が生まれると試算しています。

私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税を引き下げることが強く求めます。

2025年8月19日

浜松市議会議長 高林 修 殿



インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置  
を継続するよう求める意見書を国に送付を求める陳情

団体名 浜松民主商工会

陳情者 住 所 浜松市中央区

氏 名 疋田朋広



【陳情趣旨】

7月の参議院選挙では、物価高対策が最大の争点となり、消費税減税とインボイス制度を廃止するよう訴えた政党が得票・議席数とも多数となりました。消費税減税とインボイス制度の廃止を求める民意は明確です。

依然として続く物価高の中で、賃上げ圧力が強まり、人手不足が広がる中で小規模企業の倒産が増加しています。こうした厳しい状況に拍車をかけているのがインボイス制度です。

インボイス制度の実施によって、本来消費税の納税が免除される売上高1,000万円以下の小規模事業者やフリーランスが消費税の納税義務を負わされ、その負担に苦しめられています。インボイス発行に伴う実務だけでなく、発注者による取引排除や値引きの強要など不公正な取引も後を絶ちません。

「消費税の価格転嫁ができていない」が77%に上り、4者に1者以上(26.1%)が、経過措置が廃止された段階で免税業者と取引を「見直す、取引しない」と回答しています。こうした状況のまま、経過措置を縮小・廃止すれば、小規模事業者やフリーランスは廃業の危機に追いつめられることとなります。消費税の正確な計算は「区分記載請求書」で可能です。

以上の趣旨から、下記事項について陳情します。

【陳情事項】

- 1、インボイス制度の廃止をめざし、経過措置として実施された「2割特例」「8割控除」の継続を求める意見書を国に送付していただくこと。

## インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する 経過措置を継続するよう求める意見書(案)

7月の参議院選挙では、物価高対策が最大の争点となり、消費税減税とインボイス制度を廃止するよう訴えた政党が得票・議席数とも多数となりました。消費税減税とインボイス制度の廃止を求める民意は明確です。

依然として続く物価高の中で、賃上げ圧力が強まり、人手不足が広がる中で小規模企業の倒産が増加しています。こうした厳しい状況に拍車をかけているのがインボイス制度です。

インボイス制度の実施によって、本来消費税の納税が免除される売上高1,000万円以下の小規模事業者やフリーランスが消費税の納税義務を負わされ、その負担に苦しめられています。インボイス発行に伴う実務だけでなく、発注者による取引排除や値引きの強要など不公正な取引も後を絶ちません。

「消費税の価格転嫁ができていない」が77%に上り、4者に1者以上(26.1%)が、経過措置が廃止された段階で免税業者と取引を「見直す、取引しない」と回答しています。こうした状況のまま、経過措置を縮小・廃止すれば、小規模事業者やフリーランスは廃業の危機に追いつめられることとなります。消費税の正確な計算は「区分記載請求書」で可能です。

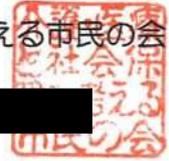
インボイス制度の廃止をめざし、経過措置として実施された「2割特例」「8割控除」の継続を求めることを強く求めます。

2025年8月25日

浜松市議会議長 高林 修 様



介護・医療と社会保障を考える市民の会  
代表 水谷 民奈  
浜松市中央区



訪問介護報酬引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを国に求める  
意見書採択に関する陳情

【陳情趣旨】

身体介護、生活援助等の訪問介護は、要介護者及びその家族の生活を支える上で欠かせないサービスであります。昨年4月に介護報酬の改定が実施されました。改定前の厚労省の調査でも訪問介護事業所の4割が赤字であるにもかかわらず、訪問介護の基本報酬が引き下げられました。そのため実際に、訪問介護事業所の倒産が2024年度179件で前年度比36.6%増、しかも介護事業所の1つもない自治体が今年6月末時点で全国115町村になり、1か所だけが269市町村、合わせて全自治体の22%で、訪問介護事業所の空白拡大に歯止めがかかりません。このままでは高齢者が在宅での介護を受けられなくなってしまいます、まさに「保険あって介護なし」になってしまいます。

東京商工リサーチの調査によると2024年度の介護事業者全体の倒産・休廃業・解散は過去最多の784社に達し、そのうち訪問介護は529社に急増したと。この原因について東京商工リサーチは「コスト高や介護人材不足に加えて、報酬のマイナス改定があり、事業継続が難しくなっている」と指摘しています。訪問介護事業所のほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所で、介護報酬の引き下げにより、多くが経営難に直面しています。

厚生労働省は、訪問介護の基本報酬の引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげています。ヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型事業所、都市部の大手事業所が利益率の平均値を引き上げていると推測されます。

訪問介護の人手不足は深刻であり、ホームヘルパーの有効求人倍率は令和5年度で14.1倍と高水準です。政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算で補えるとしています。しかし、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しく、基本報酬の引き下げ分を補えない事業所が出ていて、かつてない倒産に追い込まれ、事業の継続を断念せざるを得ない状況に陥っています。保険料を払ってもサービスが受けられない事態を回避することは国の責任のほうです。

訪問介護の基本報酬の引き下げを中止すること。そして介護事業者の経営環境及び介護職員の処遇の改善を実現し、在宅介護の基盤を存続させるため、介護報酬の引上げを行うよう求めます。

【陳情項目】

1. 国に対し、訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書を提出すること。 以上

訪問介護報酬引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを国に求める  
意見書（案）

身体介護、生活援助等の訪問介護は、要介護者及びその家族の生活を支える上で欠かせないサービスであります。昨年4月に介護報酬の改定が実施されました。改定前でも厚労省の調査でも訪問介護事業所の4割が赤字であるにもかかわらず、訪問介護の基本報酬が引き下げられました。そのため実際に、訪問介護事業所の倒産が2024年度179件で前年度比36.6%増、しかも介護事業所の1つもない自治体が今年6月末時点で全国115町村になり、1か所だけが269市町村、合わせて全自治体の22%で、訪問介護事業所の空白拡大に歯止めがかかりません。このままでは高齢者が在宅での介護を受けられなくなってしまいます、まさに「保険あって介護なし」になってしまいます。

東京商工リサーチの調査によると2024年度の介護事業者全体の倒産・休廃業・解散は過去最多の784社に達し、そのうち訪問介護は529社に急増したと。この原因について東京商工リサーチは「コスト高や介護人材不足に加えて、報酬のマイナス改定があり、事業継続が難しくなっている」と指摘しています。訪問介護事業所のほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所で、介護報酬の引き下げにより、多くが経営難に直面しています。

厚生労働省は、訪問介護の基本報酬の引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげています。ヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型事業所、都市部の大手事業所が利益率の平均値を引き上げていると推測されます。

訪問介護の人手不足は深刻であり、ホームヘルパーの有効求人倍率は令和5年度で14.1倍と高水準です。政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算で補えるとしています。しかし、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しく、基本報酬の引き下げ分を補えない事業所が出ていて、かつてない倒産に追い込まれ、事業の継続を断念せざるを得ない状況に陥っています。保険料を払ってもサービスが受けられない事態を回避することは国の責任のほうです。

訪問介護の基本報酬の引き下げを中止すること。そして介護事業者の経営環境及び介護職員の処遇の改善を実現し、在宅介護の基盤を存続させるため、介護報酬の引上げを行うよう求めます。

保険料を払ってもサービスが受けられない事態を回避することは国の責任のほうです。

訪問介護の基本報酬の引き下げを中止すること。そして介護事業者の経営環境及び介護職員の処遇の改善を実現し、在宅介護の基盤を存続させるため、介護報酬の引上げを行うべきです。よって浜松市議会は、国会及び政府に対して、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 国に対し、訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書を提出すること。

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2025年9月 日 浜松市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

厚生労働大臣

ニホンカモシカの適切な保護管理の推進に関する意見書（案）

ニホンカモシカは、昭和30年（1955年）に特別天然記念物に指定され、保護措置の実施により全国的に個体群の回復が進展した。昭和50年代に入り、農林業被害の拡大が社会問題化したことから、昭和54年（1979年）に文化庁・環境庁（当時）・林野庁の三庁による合意がなされ、保護管理施策の転換が図られた。

この三庁合意に基づき、種指定から地域指定への移行を目指し、特別天然記念物としての保護を維持しつつ、ニホンカモシカ保護地域の指定が進められ、特別調査および通常調査によるモニタリング体制が整備された。個体群の調整は、文化財保護法に基づく現状変更許可に加え、鳥獣保護法改正により、平成11年（1999年）に創設された特定鳥獣保護管理計画、平成26年（2014年）に新設された第二種特定鳥獣管理計画等により実施されている。

しかしながら、三庁合意から40年以上が経過した現在においても、地域指定への移行は一部で実現しておらず、制度的な停滞が続いている。加えて、全国的に山岳地帯中心部での個体密度の低下や、低標高地・人の生活圏への進出が顕著となっている。

本市においても同様の現象が顕在化しており、新植造林地における幼木の食害、水田等の農業被害が報告されているほか、人の生活圏への侵入事例も増加している。農林業者からは、被害への対応に苦慮しているとの声が多く寄せられており、現場でニホンカモシカに遭遇しても、現行制度下では何ら対応ができないという実情がある。

よって、国においては、以下の事項について措置するよう強く要望する。

記

- 1 特別天然記念物であるニホンカモシカについて、三庁合意の履行を図り、早期に地域指定への移行に向けた取組を実施し、適切な保護管理に努めること。  
なお、三庁合意の履行が困難な場合には、新たな枠組みを設定し、地域指定への移行に向けた取組を開始すること。
- 2 ニホンカモシカによる農林業被害に対する補償制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

水道管路緊急改善事業の補助要件撤廃と地方公営企業繰出金における水道管路耐震化事業の事業費拡充を求める意見書（案）

水道は、市民の生命と暮らしを支える不可欠な社会基盤であり、災害時においても安定的な水の供給を確保することは、水道事業者に課された重要な責務である。

本市においては、能登半島地震の教訓を踏まえ、「浜松市上下水道耐震化計画」を策定し、老朽管路の更新と耐震化を重点的に推進している。こうした取組を着実に進めるためには、国による財政支援の充実が不可欠である。

そうした中、昨年度の国の補正予算では、防災・安全交付金の「水道総合地震対策事業」において、重要施設配水管の補助要件が緩和され、補助率も引き上げられた。一方、「水道管路緊急改善事業」においては、補助率が、3分の1から4分の1に引き下げられ、水道料金や給水収益に占める企業債残高等の指標値も依然として補助要件とするなど、厳しい制度となっている。

また、地方公営企業繰出金に関しても、対象事業費が過年度実績に上乗せした分に限定され、乗率も4分の1（高料金事業者は2分の1）にとどまっており、老朽化や物価高騰に直面する水道事業の持続的運営に支障を来している。

水道事業が維持管理期にある現在、計画的な更新と耐震化を進めるためには、より柔軟かつ実効性のある財政措置が求められる。

よって、国においては、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 防災・安全交付金において、水道総合地震対策事業のうち重要施設配水管に係る要望額を満額交付できるよう予算を確保するとともに、水道管路緊急改善事業の補助要件を撤廃すること。
- 2 地方公営企業繰出金において、水道管路耐震化事業の対象事業費を拡充し、乗率を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

学習指導要領にこどもの最善の利益が考慮されることを求める意見書（案）

令和5年4月に施行されたこども基本法においては、教育施策も含め、全てのこどもについて、年齢や発達に応じて、その意見が尊重され、こどもの最善の利益が優先して考慮されることが求められている。

一方、「学習指導要領」は、全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう文部科学省が定めている教育課程の基準であり、時代の背景や変化を受け、およそ10年に1度改訂されている。平成20年改訂の学習指導要領では、小・中学校での授業時数の増加、小学校での外国語活動が導入され、平成29年改訂の学習指導要領では、小学校での外国語の教科化、プログラミング学習の導入と、改訂の都度、授業時数が増え、指導内容も複雑化している実態がある。

岡山市が実施した令和6年度教育に関する総合調査では、「学校の授業は分かりやすく楽しい」との問いに当てはまると答えた割合が、学年が上がるにつれて減少している結果が出ており、児童・生徒が教育課程に対し負担を感じている懸念がある。

また、浜松市も含め全国において急増している不登校について、令和4年に改訂された生徒指導提要では、不登校の原因として、学業の不振がその一つになっている場合があり、不登校対応の支援として、児童・生徒にとって学校が安全・安心な居場所となるための「魅力ある学校づくり」とともに、「分かりやすい授業」の工夫が必要とされている。しかしながら、多忙を極めている教員にとって、改訂の都度、授業時数が増加した背景もあり、すべての児童・生徒にとって個々の学びを保障する分かりやすい授業を工夫し、学級が安心して過ごせる雰囲気となるような居場所づくりを進めるためには、時間的余裕が必要である。

そのため、児童・生徒にとって1日のうち多くの時間を過ごす小・中学校が、安全・安心な居場所、学びの場所となることが重要であり、こども基本法の基本理念にのっとり、学習面での負担についてこどもの意見を考慮する必要がある。

よって、国においては、こども基本法の基本理念にのっとり、学習面でのこどもの負担感の軽減を含め、こどもの最善の利益を考慮した学習指導要領とするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

地方創生の観点に立った自動車税制の抜本見直しを求める意見書（案）

与党の令和7年度税制改正大綱では、自動車関係諸税について「日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望等を踏まえるとともに、『2050年カーボンニュートラル』目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない」とし、中長期的な視点から車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行うとされた。

その検討において、燃料課税については現在与野党間で議論が進んでいるが、車体課税については、「取得時における負担軽減等課税のあり方を見直すとともに、自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の公平・中立・簡素な税負担のあり方等について、関係者の意見を聴取しつつ検討し、令和8年度税制改正において結論を得る」ことになっており、加えてエンジン車とEV間の税負担の公平性の課題に端を発した走行距離課税などを含む「利用に応じた負担」についても「使途、執行・関係技術等を踏まえ検討し、課税の枠組みについて、令和8年度税制改正において結論を得る」とされており、これから議論が始まる見込みとなっている。

現在、日本の自動車産業は、この数年間の中国などの海外EVの台頭や、直近ではトランプ関税が来年度以降の賃上げ機運を減退させる影響を及ぼしつつあるなどの激変の最中にあり、国内主要産業として決して盤石ではない状況にある。

また、一向に収まらない物価高の中では、地方の移動を支える生活必需品である自動車の保有負担が増えることは受け入れ難く、さらに、過疎などにより日常生活上の移動距離が長くなるほど負担が増える走行距離課税のような「利用に応じた負担」が議論されること自体が、政府の進める地方創生に相反し、都市部との不公平感を増幅する可能性がある。

よって、国においては、令和8年度税制改正に当たって地方創生の大前提に立ち、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 自動車が生計必需品である地方の自動車ユーザーの負担を軽減し、かつ裾野が広く、地方で多くの雇用を生んでいる自動車産業が今後も雇用を維持できるよう、国際競争力を高められる内容での自動車税制の抜本見直しを行うこと。
- 2 自動車税制の見直しに向けては、自動車関係諸税の国税部分を地方へ税源移譲するなど、地方税収に影響を与えぬ措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書（案）

消費者被害を防ぐためには、相談体制の確保や消費者教育・啓発など、地方消費者行政の充実・強化が図られなければならないが、地方消費者行政の下支えとなってきた、国の地方消費者行政推進交付金（強化交付金）は、令和7年度末には多くの地方公共団体で活用期間が終わるため、交付金を活用してきた相談体制の維持や、消費者教育・啓発に係る事業の継続が困難となるなど、地方消費者行政の後退・縮小が懸念される。

また、被害の防止・救済の根幹である消費生活相談においては、相談員の高齢化等による担い手不足が深刻な問題となっている。相談員の担い手を確保し、安定的に業務を継続できるよう、雇用形態や処遇等の改善が求められており、国の主導により速やかな制度設計と予算措置を行うことが必要である。

さらに、消費生活相談のデジタル化に向け、国は全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O－N E T）に代わる新たなシステムの整備を予定しているが、端末のリース費用やセキュリティ対策の継続的な更新費用などは地方公共団体の負担とされており、これらの経常的経費も国の責任で措置すべきである。

よって、国においては、以下の措置を行うよう強く要望する。

記

- 1 地方公共団体の財政事情によることなく、地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置すること。
- 2 消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善に係る制度設計に必要な予算措置を講じること。
- 3 国が進める消費生活相談デジタル化に係る予算を国の責任で措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

給付金事業等の効率的運用を求める意見書（案）

全国の市区町村では、これまで、特別定額給付金をはじめ、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等の国の給付金事業において、極めて過大な負担がかかっており、国が一元的な給付制度を創設した上で、国の責任で給付事務を実施することについて強く求めているところである。

令和7年7月現在、マイナンバーカードの保有枚数は、約9852万枚に及び、人口に対する保有枚数率も約79.2%となっている。

また、公金受取口座登録率は、マイナンバーカード保有枚数に対して、全国平均約64.8%であり、本市においては、保有枚数率約81.2%、公金受取口座登録率約67.2%の高いひもづけ率となっている。

給付金事業においては、現行の公金受取口座登録が十分に活用されないまま非効率な運用となっており、自治体の限られた行政資源が地域の実情に沿った真に必要な住民サービスの遂行に支障を来すことになりかねない。

今後、全国的な給付事業を実施する場合においては、迅速かつ公平な給付と国全体での行政事務の最適化・効率化を確実に実現するため、国が一元的に給付事務の仕組みを構築した上で、実施主体となり、自らの責任において実施すべきである。

よって、国においては、以下の措置を行うよう強く要望する。

記

- 1 給付に際しては、公金受取口座を活用するとともに、当該給付について贈与契約上の受領の意思確認に関する法的整理を行うことで、より迅速に業務を遂行できるようにすること。
- 2 公金受取口座を登録していない場合についても、国が責任をもって給付事務を行うこと。
- 3 マイナンバーカードの保有及び公金受取口座登録のさらなる推進を図る施策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

下水道管の老朽化に対するさらなる財政支援等を求める意見書（案）

我が国の下水道や農業集落排水施設等による汚水処理人口普及率は9割を超え、多くの国民が衛生的で快適な生活環境を享受するに至っている。

本市においても、広大な市域において下水道等が整備され、市民生活と産業活動を支える基盤となっている。

一方で、昭和40年代から昭和60年代に集中的に整備された下水道施設は標準耐用年数50年を経過し、今後急速に老朽化が進行することが見込まれている。本市は市域が広大であることから、山間部や沿岸部に点在する施設も多く、維持管理の効率化や長寿命化の取組が一層重要となっている。持続可能な下水道機能を確保するためには、計画的な維持管理や改築事業の着実な推進が不可欠である。

下水道は地下に埋設されたインフラであり、点検が困難な箇所を多く抱えるとともに、構造物本体だけでなく地震等の影響も考慮する必要がある。特に南海トラフ巨大地震の切迫性が指摘される本市にとっては、災害時における管路の被害や二次的被害を最小化する観点からも更新・改築は喫緊の課題である。

令和7年1月に埼玉県で発生した下水道管の破損に起因する大規模道路陥没事故は、下水道管の老朽化が市民生活や経済活動に深刻な影響を及ぼすことを改めて浮き彫りにした。

本市においても、既に更新需要が増大している一方で、技術職員の不足や使用料収入の減少など、限られた人員・財源の中で適切なインフラマネジメントを進めることが困難となりつつある。

よって、国においては、下水道管のインフラマネジメントの推進に向け、上下水道DX技術を活用した新技術の開発・普及などによる技術的支援の強化とともに、地方公共団体が計画的に更新・改築を進められるよう、さらなる財政措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

専門学科を持つ高等学校への支援の強化による地方人材育成の推進に関する  
意見書（案）

高等学校の専門学科（以下、「専門高校」という。）は、地域社会の持続的発展を支える人材育成において重要な役割を果たしている。

本市では、製造業や農業が地域経済の柱であるが、少子高齢化や若者の都市部流出により、当該産業の将来を担う若年世代（15歳～19歳）において、男女ともに転出超過数が最も多い状況が続いている。

このような状況下、専門高校による実践的な職業人材の育成は、地域産業の維持と若者の地元定着に不可欠である。

国は「マイスター・ハイスクール普及促進事業」や「地域産業中核的人材養成事業」を通じ、専門高校と産業界の連携を支援している。

しかし、これらの施策は全国の専門高校に均等に浸透しておらず、本市内の専門高校では、最新設備の不足や企業連携の体制構築が課題となっている。

「新学習指導要領」が求める地域課題解決力や「生きる力」の育成も、資格取得や進学実績に偏りがちな評価システムにより十分に実現できていない。

地域の実情に即した専門高校への支援の強化は、本市の産業振興や人口減少対策に直結する。高等学校設置・認可は県の権限であるが、市が担う産業・雇用政策との連携強化が求められる。

よって、国においては、以下の点に取り組むよう、強く要望する。

記

- 1 地域課題解決力、職業能力、そして起業力を備えた人材を育成するため、地元企業・大学・行政と連携した実践教育の促進のための財政支援を強化すること。
- 2 地域産業の成長と連動した専門高校の中長期的なビジョン策定を支援し、専門高校の設置や教育プログラムの導入に係る財政支援・補助制度を拡充すること。
- 3 地元産業や大学などと連携するためのコーディネート体制を整備し、調整担当者の配置や、ICTを活用した業務効率化に対する支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

スパイ防止法の制定に反対する意見書（案）

参政党が秋の臨時国会への提出を目指すとしている「スパイ防止法」に対して、秘密保護法対策弁護団は本年 8 月 19 日、スパイ防止法の制定に反対する声明を出した。

その声明では、参政党の神谷宗幣代表は本年 7 月の参議院議員選挙の街頭演説で、公務員を対象に「極端な思想の人たちは辞めてもらわないといけない。これを洗い出すのがスパイ防止法だ。」と述べたことに対して、「公務員や民間企業社員に対する適正評価（セキュリティ・クリアランス）の審査において、思想信条を調査し、左派の政治信条を持つことが判明すれば排除する可能性がある。」と指摘している。

そして、「公務員だけでなく、ジャーナリストや市民も処罰の対象とされ、秘密保護法をさらに悪化させるものであることは明らかである。」と警鐘を鳴らしている。

参政党は日本版「スパイ防止法」等の制定により、経済安全保障などの観点から外国勢による日本に対する侵略的な行為や機微情報の盗取などを機動的に防止・制圧する仕組みを構築するとしているが、すでに日本では「特定秘密保護法」や「共謀罪法」により、外国に情報を流すことを禁じており、新たな法律を制定する必要性はない。

「スパイ防止法」の狙いは、国内での徹底的な言論弾圧であることは、戦前の弾圧立法である「治安維持法」を正当化していることから明らかである。

また、「思想・信条の自由」「表現の自由」を定めている日本国憲法を根底から覆すものであり許されない。

よって、国においては、「スパイ防止法」を制定しないことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和7年8月29日

浜松市議会議会運営委員会  
委員長 平野 岳子 様

浜松市議会議会改革検討会議  
委員長 戸田 誠

### 協議結果報告書

議会改革検討会議の協議結果について、下記のとおり報告します。

#### 記

#### 1 決算審査特別委員会の運営方法について

本件について、3月18日から8月2日までの間に開催した8回の会議の結果、以下のとおり変更することを決定しました。

##### (1) 分科会について

- ・各分科会の所管事項について、次のとおりとする。

名称 項目	第1分科会	第2分科会
所管事項	・総務委員会の所管する事項 ・建設消防委員会の所管する事項 ・市民文教委員会の所管する事項のうち市民部及び区役所に関するもの	・厚生保健委員会の所管する事項 ・環境経済委員会の所管する事項 ・市民文教委員会の所管する事項のうち教育委員会に関するもの

- ・分科会最終日は午前（9:30～12:00）に第2分科会、午後（13:30～16:00）に第1分科会を開催する。
- ・当局出席者に市長公室長を加える。なお、市長公室長は分科会において常時出席していただくものとする。

## 決算審査に関する申合せ事項（案）

令和 7. 8. 議会運営委員会 決定

令和 7. 8. 全員協議会 了承

### 1 決算審査特別委員会の設置について

- (1) 一般会計及び特別会計の歳入歳出決算を審査するため、決算審査特別委員会を設置する。
- (2) 決算審査特別委員会の委員は、議長及び監査委員である議員を除いた議員とする。
- (3) 委員の任期は、本会議において選任された日から決算の審議が終了するまでとする。

### 2 決算審査特別委員会の正・副委員長について

- (1) 決算審査特別委員会に委員長 1 人及び副委員長 1 人を置く。
- (2) 委員長は、原則として議会運営委員会の委員長をもって充てる。
- (3) 副委員長は、原則として議会運営委員会の副委員長 2 人のうちから 1 人をもって充てる。
- (4) 正・副委員長の任期は、委員の任期とする。

### 3 分科会の設置等について

#### (1) 設置

決算審査特別委員会に 2 つの分科会を設置し、それぞれの名称、所管事項及び委員は別表のとおりとする。

#### (2) 主査

分科会ごとに主査 1 人を置き、各分科会の委員のうち原則として常任委員会の委員長の職にある者の中から、決算審査特別委員会において選任する。

主査は、分科会の議事を整理し、秩序を保持するものとする。

#### (3) 副主査

分科会ごとに副主査 2 人を置き、各分科会の委員のうち原則として常任委員会の委員長の職にある者であって主査とならなかった者をもって充て、決算審査特別委員会において選任する。なお、分科会の委員のうちに副主査となるべき常任委員会の委員長が 1 人しかいない場合には、当該分科会の委員のうち原則として常任委員会の副委員長の職にある者の中から 1 人を決算審査特別委員会において選任する。

副主査は、分科会での委員の質疑及び当局の答弁について要点を記すほか、主査の職務を補佐するものとする。

主査に事故があるときは、あらかじめ主査において指名する副主査が主査の職務を行う。

#### 4 指摘事項等検討会議及び指摘事項等決定会議の設置等について

##### (1) 設置

決算審査特別委員会に指摘事項等検討会議及び指摘事項等決定会議を設置する。

##### (2) 委員

指摘事項等検討会議の委員は、各分科会の正・副主査及び交渉団体である各会派代表者とする。なお、正・副主査と会派代表者は兼ねてもよいこととする。また、決算審査特別委員会の正・副委員長は委員外議員として出席するものとする。

指摘事項等決定会議の委員は、決算審査特別委員会の正・副委員長、各分科会の正・副主査とし、正・副委員長または正・副主査を選出していない会派については会派代表者とする。

なお、両会議とも非交渉団体のうちから代表者1人を委員とする。

##### (3) 代理出席

委員が指摘事項等検討会議または指摘事項等決定会議を欠席するときは、代理者を出席させることができる。

#### 5 決算審査特別委員会の運営等について

(1) 一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の説明並びに健全化判断比率及び資金不足比率の報告は、決算審査特別委員会の初日に財務部長が行うものとする。

(2) 内部統制評価報告書の説明は、決算審査特別委員会の初日に総務部長が行うものとする。

(3) 一般会計及び特別会計の歳入歳出決算に対する監査意見は、決算審査特別委員会の初日に代表監査委員が行うものとする。

(4) 決算審査特別委員会の最終日にそれぞれの分科会の主査から分科会での審査の経緯を報告するものとする。

(5) 決算審査特別委員会で一般会計及び特別会計の歳入歳出決算に対する採決を行う前に、各歳入歳出決算に対する意見表明を行うことができる。なお、意見表明では、賛否を表明するのみとし、個別に賛否の理由を述べることはしないものとする。

(6) 指摘事項等決定会議から提出された指摘事項及び附帯意見について決算審査特別委員会としての指摘事項及び附帯意見とすべきかどうかを協議するものとする。

#### 6 分科会の運営等について

##### (1) 開催日数

各分科会は、2.5日間ずつ開催することとする。なお、2つの分科会を同時に開催することはしないものとする。

##### (2) 定足数

分科会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

##### (3) 傍聴の取扱い

分科会は、議員のほか、分科会の許可を得た者が傍聴することができる。

#### (4) 審査方法等

分科会での審査は部局ごとに取り扱うこととし、審査順序は決算審査特別委員会の初日に示すものとする。なお、各分科会の開催までに急遽、審査順序を変更する必要が生じた際には、分科会を開催する際に報告するものとする。

#### (5) 会派等の発言時間

1日開催の分科会における会派（非交渉団体を含む。）の発言時間は、1分科会1日当たり会派割時間総数（72分）及び議員割時間総数（72分）に基づき算出した時間とする。各会派の1分科会1日当たりの会派割時間数は、会派割時間総数（72分）から非交渉団体に分配する時間数（1人×5分）を減じた時間を交渉団体の数で除して算出する。各会派の1分科会1日当たりの議員割時間数は、議員割時間総数（72分）を当該分科会の議員総数で除して得た時間数に会派ごとの当該分科会の議員数を乗じて算出する。

また、0.5日開催の分科会における会派（非交渉団体を含む。）の発言時間は、会派割時間総数（28分）及び議員割時間総数（28分）に基づき算出した時間とする。各会派の1分科会0.5日当たりの会派割時間数は、会派割時間総数（28分）から非交渉団体に分配する時間数（1人×2分）を減じた時間を交渉団体の数で除して算出する。各会派の1分科会0.5日当たりの議員割時間数は、議員割時間総数（28分）を当該分科会の議員総数で除して得た時間数に会派ごとの当該分科会の議員数を乗じて算出する。

なお、会派（非交渉団体を含む。）の発言時間には、当局の答弁時間は含まないものとする。また、算出した時間数に1分に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

#### (6) 発言時間の計測

会派（非交渉団体を含む。）の発言時間は議会事務局職員が計測することとし、発言中の会派の残時間については室内に表示する。

#### (7) 発言順序

発言は会派ごとに行い、発言順序は所属議員数の多い会派順とし、審査区分ごとにローテーションするものとする。なお、2巡目の質疑を認めるものとする。

#### (8) 発言内容の制限

分科会においては、採決を行わないことから討論は実施しないものとする。

#### (9) 審査経緯の取りまとめ

各分科会の審査経緯については、正副主査が主体となって取りまとめるものとする。

#### (10) 会議の運営等

会議の運営に当たっては、浜松市議会会議規則（昭和50年浜松市議会規則第1号）第80条から第86条まで、第97条、第104条から第111条まで及び第113条の規定を準用する。この場合において、「委員会」とあるのは「分科会」と、「委員長」とあるのは「主査」と、「議長」とあるのは「決算審査特別委員会委員長」と、「議会」と

あるのは「議会及び決算審査特別委員会」と読み替えるものとする。

(11) その他

この申合せ事項に定めるもののほか、分科会の運営については、決算審査特別委員会に諮って決算審査特別委員会委員長が定めるものとする。

## 7 指摘事項等検討会議及び指摘事項等決定会議の運営等について

- (1) 指摘事項等検討会議の座長は主査が務めるものとし、指摘事項等決定会議の座長は委員長が務めるものとする。
- (2) 指摘事項等は、全出席者の4分の3以上の賛成により決定するものとする。
- (3) 指摘事項等決定会議へ提出する指摘事項等の件数は、各分科会当たり6件以内とし、決算審査特別委員会へ提出する指摘事項等の件数は6件程度とする。

## 8 当局出席者について

(1) 決算審査特別委員会

出席者は、市長・副市長・水道事業及び下水道事業管理者・教育長・監査委員・技術統括監・危機管理監・市長公室長・部長・事業本部長・担当部長・会計管理者・区長・消防長・保健所長・財政課長・秘書課長・監査事務局長とする。ただし、事業本部長・担当部長・区長は、必要に応じて出席するものとする。

(2) 分科会

出席者は、原則として決算審査特別委員会の出席者（市長を除く。以下同じ。）並びに議題となっている事項を所管する課の課長補佐以上の職にあるもの及び必要に応じて所属職員1人とする。ただし、区にあっては区長・副区長・区振興課長・区振興課長補佐・行政センター所長・支所長及び必要に応じてその他の職員1人とする。なお、副市長・監査委員・市長公室長・企画調整部長・総務部長・財務部長・会計管理者は特段の理由がない限り常時出席するものとし、その他の決算審査特別委員会の出席者はそれぞれが所管する事項以外の審査においては出席を要しないものとする。

## 9 締めくくり質疑について

(1) 定義

締めくくり質疑は、分科会で述べられた質問に関する事項または決算全体に関わる事項に対して行うものとする。

また、質疑後は意見のみ述べるができるものとする。

(2) 形態

締めくくり質疑は、会派（非交渉団体を含む。）を代表して行うものとする。

(3) 実施時期等

締めくくり質疑は、分科会での審査を終えた後に開催する決算審査特別委員会において、両分科会の主査から分科会報告を行った後に行うこととする。

(4) 方式の選択

締めくくり質疑は、一括方式と分割方式のいずれかの選択制により行うものとし、締めくくり質疑通告書に一括または分割の別を明示する。

(5) 分割方式における分割区分及び締めくくり質疑の終結

分割は項目を単位として行うものとし、締めくくり質疑通告書に分割する箇所を明示する。また、締めくくり質疑の終結は、質疑者が通告の際に指定した区分ごとに終結するものとし、既に終えた項目については、さかのぼることはできないものとする。ただし、総括としての意見はこの限りではない。

(6) 発言時間

締めくくり質疑の発言時間は、答弁の時間を除いて、交渉団体にあっては1団体15分以内、非交渉団体にあっては10分(非交渉団体が複数ある場合は合計で10分)以内とする。

(7) 発言回数

一括方式は3回まで、分割方式は区分ごとに3回までとする。

(8) 発言順序

締めくくり質疑は、所属議員数の多い会派(非交渉団体を含む。)から順に行う。なお、所属議員が同数の会派(非交渉団体を含む。)の発言順序は、議会運営委員会において協議する。

(9) 通告期限等

通告期限は議会運営委員会で定めた日時とし、通告に当たっては別に定める締めくくり質疑通告書により行うものとする。

(10) 答弁者

答弁者については、締めくくり質疑を行う議員が指名する。

(11) 答弁の順序

市長を1番目とし、それ以降は質疑項目の順で行うものとする。また、分割方式においては、分割区分ごとに同様の順序とする。なお、質疑者は、できる限り答弁者が役職順になるよう質疑の構成に配慮することとする。

別表（3（1）関係）

名称 項目	第1分科会	第2分科会
所管事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務委員会の所管する事項</li> <li>・ 建設消防委員会の所管する事項</li> <li>・ 市民文教委員会の所管する事項のうち市民部及び区役所に関するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚生保健委員会の所管する事項</li> <li>・ 環境経済委員会の所管する事項</li> <li>・ 市民文教委員会の所管する事項のうち教育委員会に関するもの</li> </ul>
委員	決算審査特別委員会の委員のうち、以下の者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務委員会の委員</li> <li>・ 建設消防委員会の委員</li> <li>・ 市民文教委員会委員のうち決算審査特別委員会において指名した者</li> </ul>	決算審査特別委員会の委員のうち、以下の者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚生保健委員会の委員</li> <li>・ 環境経済委員会の委員</li> <li>・ 市民文教委員会委員のうち決算審査特別委員会において指名した者</li> </ul>